

## 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられた消費税率は、地方消費税率についても100分の25から63分の17に引き上げられ、令和元年10月1日の8%から10%（軽減税率8%）への消費税率引き上げにおいても、地方消費税率は63分の17から78分の22に引き上げられました。

これらに伴う、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方税法により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

長野市の令和元年度決算では、次のとおりです。

【地方消費税交付金】 72.8億円（うち引上げ分 29.4億円）

【引上げ分の地方消費税交付金を充てた事業】

（単位：千円）

決算額		財源内訳					主な事業内容
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税	その他	
障害者福祉費	8,035,433	5,512,235	20,400	9,323	558,047	1,935,428	障害者自立支援給付費
児童措置費	5,688,389	4,834,345	0	2,068	323,558	528,418	児童手当支給
福祉医療費	2,184,440	734,846	0	7,162	205,405	1,237,027	福祉医療費給付
老人福祉総務費	6,680,685	502,240	28,500	278,532	1,735,036	4,136,377	介護保険特別会計繰出金
母子保健費	647,943	151,150	0	2,839	117,244	376,710	妊婦健康診査
計	23,236,890	11,734,816	48,900	299,924	2,939,290	8,213,960	